

令和2年12月21日

第12回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第12回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和2年12月21日(月) 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室(1・2・3)

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

10番 ○○○○○ , 11番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日

令和2年12月21日(月) 午前10時44分

令和2年第12回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第 104 号 農地法第 3 条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第 105 号 農地法第 3 条 所有権移転による許可申請について

議案第 106 号 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条 農業振興地域整備計画の変更申請について

議案第 107 号 農地転用事業計画変更申請について

議案第 108 号 農地法第 4 条による許可申請について

議案第 109 号 農地法第 5 条による許可申請について

議案第 110 号 農用地等のあっせんについて

議案第 111 号 農用地利用集積計画（所有権移転）の取消しについて

議案第 112 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の取消しについて

議案第 113 号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第 114 号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第 115 号 農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定について

議案第 116 号 耕作放棄地に係る非農地認定について

(2) 報告第 12 号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和2年第12回農業委員会総会

令和2年12月21日（月） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。11月、12月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりであります。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第12回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。10番〇〇〇〇〇〇委員、11番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第104号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは1ページになります。議案第104号について、ご説明申し上げます。受理番号大隅10号土地の所在地が大隅町岩川船窪迫〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積754㎡です。貸人は、都城市葦原町の〇〇〇〇〇〇で、借人は、大隅町月野の〇〇〇〇〇〇です。理由につきましては、新規就農です。他1件です。よろしく願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○16番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅10号・11号について、12月8日に現地調査を行いましたので報告致します。まず大隅10号ですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、大隅11号ですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第104号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第105号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは2ページになります。議案第105号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉124号土地の所在地が末吉町諏訪方戸ゴシ〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積1,737㎡です。譲渡人は、末吉町南之郷の〇〇〇〇〇〇で、譲受人は、末吉町諏訪方の〇〇〇〇〇〇です。理由につきましては、経営拡張です。全地の30万円という事です。他14件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉124号について、12月15日に推進委員の〇〇〇〇〇〇さんと現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、イタリアンを作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉125号について、12月7日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、ユズを作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続いて、受理番号末吉126号ですが、調査は、12月7日に行いましたが、その後、渡人が亡くなり取り下げになったところです。続いて、受理番号末吉127号ですが、12月7日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉128号について、12月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人と渡人の関係は従姉妹になります。今回、渡人の娘さんが相続して、亡くなられたお父さんの時代に売買されていたそうですが、登記していなかったという事で贈与での申請という事です。以上で調査報告を終わります。

○19番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅129号について、12月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、大隅130号について、12月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅131号について、12月14日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありま

せん。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、茶を作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、大隅132号について、12月14日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、渡人と受人は、兄弟です。以上で調査報告を終わります。

○18番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅133号について、12月8日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部134号について、12月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、渡人と受人は、兄弟です。調査は、〇〇〇〇〇推進委員と行いました。以上で調査報告を終わります。

○7番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部135号について、12月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、受人と渡人は、親子です。〇〇〇〇〇推進委員と調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○3番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部136号について、12月17日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、渡人と受人は、兄弟です。以上で報告を終わります。

○14番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部137号について、12月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には甘藷を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、受人と渡人は、親子です。以上で報告を終わります。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部138号について、12月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人は、始良から都城に通勤をしており、実家が財部町の川内集落にある事から水田の管理は可能かと

思います。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「はい」の声あり）

○13 番委員（○○○○○）

130 号についてですが、10a 当たり 1,088,139 円で露地野菜を作付けするという事ですが、相場的に少し値段が高過ぎると露地野菜でこの土地の価格で購入してやっていけるのか教えて下さい。

○19 番委員（○○○○○）

お答えします。まず1つめですが、価格の問題ですが、場所的に○○○○○近辺の畑で売り手と買い手の話し合いで決められた事ですので、私の方では、わかりません。もう一つの露地野菜の件ですが、農業を専属にされている方でないので、露地野菜が適当かなと思います。

○10 番委員（○○○○○）

毎回出てきますけれども、○○○○○さんは、○○○○○の社長もしくは会長かもしれませんが3条で申請して、その後、家を建てていくという事が続いています。そこ辺りについて、注意しましたが、3年後に家を建てるという事になっているみたいです。○○○○○の周辺が売れ始めたので、次を探していると思われます。ちょっとクエスチョンがつかますね。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 105 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 106 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは6ページになります。議案第 106 号について、ご説明致します。受理番号大隅 46 号、土地の所在地は、大隅町中之内上ヲユキ場○○○○○で、地目は田で、面積 1,370 m²です。申請人は、大隅町坂元の○○○○○で、所有者は、同一の○○○○○です。転用目的は、田です。変更理由は、県営中山間地域農業農村整備事業の計画区域に申請する為という事です。変更区分は、編入です。他 4 件です。よろしくお願ひ致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○12 番委員（○○○○○）

受理番号大隅 46 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、狩谷自治会内の農地です。周囲の状況は、東が田、西が山林、南が道路、北が山林であります。目的実現の確実性は、申請地は、編入の許可後は、水田地帯の一角を担うものとなり確実と思ひます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、田 1 筆の 1,370 m²を編入するもので、周囲を含めて 10h a 超の集団性が高く適当と思ひます。排水等については、自然流下です。被害防除につきましては、特に問題はないと思ひます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は集団性の高い第一種農地にあり、中山間

査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

大隅46・47・48について質問します。補足説明資料を見ますと、構造改善されて綺麗な田に見えるんですが、なぜ農振地域を外れているのかをお聞きします。

○事務局（○○○○○係長）

当初は、農振地域に含まれていたと思います。以前、北側の山林が崩れまして、耕作できないのではないだろうか。という話があったらしいです。その時に農振から外したという事です。今回、集団性があるという事と農道の整備を行うにあたり、農振地域に入れると個人負担の少ない事業ができるという事で申請に至ったようです。以上です。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいでしょうか。

○2番委員（○○○○○）

はい

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第106号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、編入、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、編入、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。次に議案第107号農地転用事業計画変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは8ページになります。議案第107号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉4号土地の所在地が、末吉町二之方一本松○○○○○、地目は畑で、面積401㎡です。申請人及び計画面積等については、変更ありません。当初計画だった貸家を平成29年12月15日に許可したもので、今回、事業計画変更という事で転用目的を貸駐車場とするものです。農振区分は、外です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○19番委員（○○○○○）

受理番号末吉4号を現地調査しましたので報告致します。申請地は、新地自治会周辺にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に造成が済んでおり費用は生じない事から確実です。位置としましては、第二種農地の市街地近接農地に該当します。計画面積については、申請地に貸駐車場401㎡を設置するもので適当と思います。排水等は、雨水は、自然流下、汚水・生活排水は、発生しません。被害防除については、現状のまま利用し、誓約書も添付されており特に問題はありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、申請者が平成29年12月に貸住宅に転用する目的で5条許可を得ましたが、事業継続を断念したものです。

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第議案第 108 号農地法 4 条による許可申請については許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 109 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは 10 ページになります。議案第 109 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 100 号土地の所在地が、末吉町深川西畑○○○○○、地目は畑で、面積 4 m²です。譲渡人は、末吉町深川の○○○○○で、譲受人は、末吉町深川の○○○○○です。転用目的は、宅地拡張です。理由につきましては、申請地に住宅の一部がはみ出していた事が判明した為に申請するものです。また、始末書末書も添付されております。農振区分は、外です。他 4 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○15 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 100 号を現地調査しましたので報告致します。申請地は、国原西自治会にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、分筆測量の際に宅地が申請地にはみ出している事が判明しているため確実と思われま。位置としましては、第一種農地の集落接続施設に該当します。計画面積については、申請面積 4.42 m²に隣接する宅地 487.22 m²を加えた 491.64 m²を一体利用し、一般住宅 1 棟 90.28 m²、カーポート 15 m²及び通路 96.65 m²を設置している事から適当と思います。排水等については、雨水は、水路に放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽に放流するもので適当であると思います。被害防除については、現状のまま利用し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外、集落接続施設に該当し、宅地拡張する事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は 12 月 10 日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○11 番委員（○○○○○）

受理番号財部 101 号を 12 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宇都自治会にある農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が道路を挟んで宅地、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 279 m²に倉庫 1 棟 30 m²と駐車場 45 m²は、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除については、建物の高さを 5.4m とし、また、被害防除に関する誓約書も添付されており特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地

大隅 82 号・83 号・84 号は、成立でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉 85 号は、継続でお願いします。

○2 番委員 (○○○○○)

末吉 86 号は、成立です。

○17 番委員 (○○○○○)

末吉 87 号は、継続でお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

末吉 88 号は、成立です。

○9 番委員 (○○○○○)

大隅 89 号は、継続でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 90 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きお願い致します。ここで 10 分間暫時休憩致します。

(休憩：午前 9 時 59 分)

(再開：午前 10 時 10 分)

○議長 (○○○○○会長)

会議を再開致します。議案 111 号農用地利用計画の所有権移転の取消しについてを議題といたします。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは 18 ページになります。議案第 111 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 3 号譲渡人が都城市梅北町の○○○○○で、譲受人が末吉町二之方の○○○○○です。先般の 3 年未満の農地取得で問題になり、今回 5 条申請する為に取消しするものです。それにともないまして、19 ページの集計表ですが、1 筆取消す為に変更になっております。よろしく申し上げます。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の説明に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 111 号農用地利用計画の所有権移転の取消しについては、申し出のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり決定致しました。次に議案第 112 号農用地利用集積利用計画の利用権設定の取消しについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは 20 ページになります。議案第 112 号について、ご説明申し上げます。受理番号大隅 284 号 11 月の総会で決定した分になりますが、大隅町坂元板屋○○○○○、地目は田、面積 169 m²の 1 筆を取消しするものです。これにともないまして、21 ページの集計表ですが、1 筆取消す為に 11 月分の集計表が変更になっております。よろしく申し上げます。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の説明に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 112 号農用地利用集積利用計画の利用権設定の取消しについては、申し出のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり決定致しました。次に議案第 113 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上大隅 341、農地中間管理事業に係る利用権設定大隅 206 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 113 号農用地利用集積計画の利用権設定については申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申し出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 113 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上大隅 341 についてを議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

質疑，意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 113 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上大隅 341 については，申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので，本案は，農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので，申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は，復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は，議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第 113 号農用地利用集積計画の農地中間管理事業に係る利用権設定のうち大隅 206 についてを議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

質疑，意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 113 号農用地利用集積計画の農地中間管理事業に係る利用権設定のうち大隅 206 については，申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので，本案は，農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので，申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は，復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 114 号農用地利用集積計画の所有権移転について，末吉 162・財部 163 を除いて議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 114 号農用地利用集積計画の所有権移転について，末吉 162・財部 163 を除いて申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 114 号農用地利用集積計画の所有権移転について末吉 162 を議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 114 号農用地利用集積計画の所有権移転の末吉 162 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は議事参与制限のため復席願います。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 114 号農用地利用集積計画の所有権移転について財部 163 を議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 114 号農用地利用集積計画の所有権移転の財部 163 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は議事参与制限のため復席願います。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、利用権の設定状況集計表になります。12 月分利用権設定の新規は、田が 53 筆で面積 61,035 m²、畑が 257 筆で面積 508,575 m²、計 310 筆で面積 569,610 m²、件数は 157 件でございます。再設定は、田が 43 筆で面積 55,276 m²、畑が 196 筆で面積 432,150 m²、計 239 筆で面積 487,426 m²、件数は 138 件でございます。所有権移転については、田が 18 筆で面積 11,684 m²、畑が 29 筆

で面積 53,800 m², 計 47 筆で面積 65,484 m², 件数は 22 件でございます。合計しますと 596 筆で面積 1,122,520 m², 件数は 317 件となっております。以上でございます。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 115 号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

農地移動適正化あっせん事業対象者農業者の再認定についてですが、合計 21 名調査していただきました。その結果ですが、末吉 9 号の○○○○○が離農で不認定、大隅 13 号の○○○○○が農業廃止で不認定、大隅 17 号が○○○○○が法人で認定農家になっている為に不認定、大隅 21 号の○○○○○が高齢の為に不認定となっております。4 名の方が不認定となっております。以上でございます。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の説明に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 115 号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定については、申し出のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり再認定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 116 号耕作放棄地に係る非農地認定についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

72 ページになります。議案第 116 号耕作放棄地に係る非農地認定についてですが、先月の総会に漏れがあったという事で、1 筆の追加となります。場所については、末吉町深川南畑○○○○○、地目は畑で、面積 719 m²です。以上でございます。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の説明に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 116 号耕作放棄地に係る非農地認定については、申し出のとおり認定する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり認定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は議事参与制限のため復席願います。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

次に報告第 12 号合意解約等の報告については、総会資料の 73 ページから 89 ページですのでご覧下さい。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (○○○○○局長)

事務連絡

○事務局 (○○○○○係長)

事務連絡

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和2年第12回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局 (○○○○○局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和2年12月21日(月) 午前10時44分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員